

当社の原子力発電所の状況

平成29年5月2日
関西電力株式会社

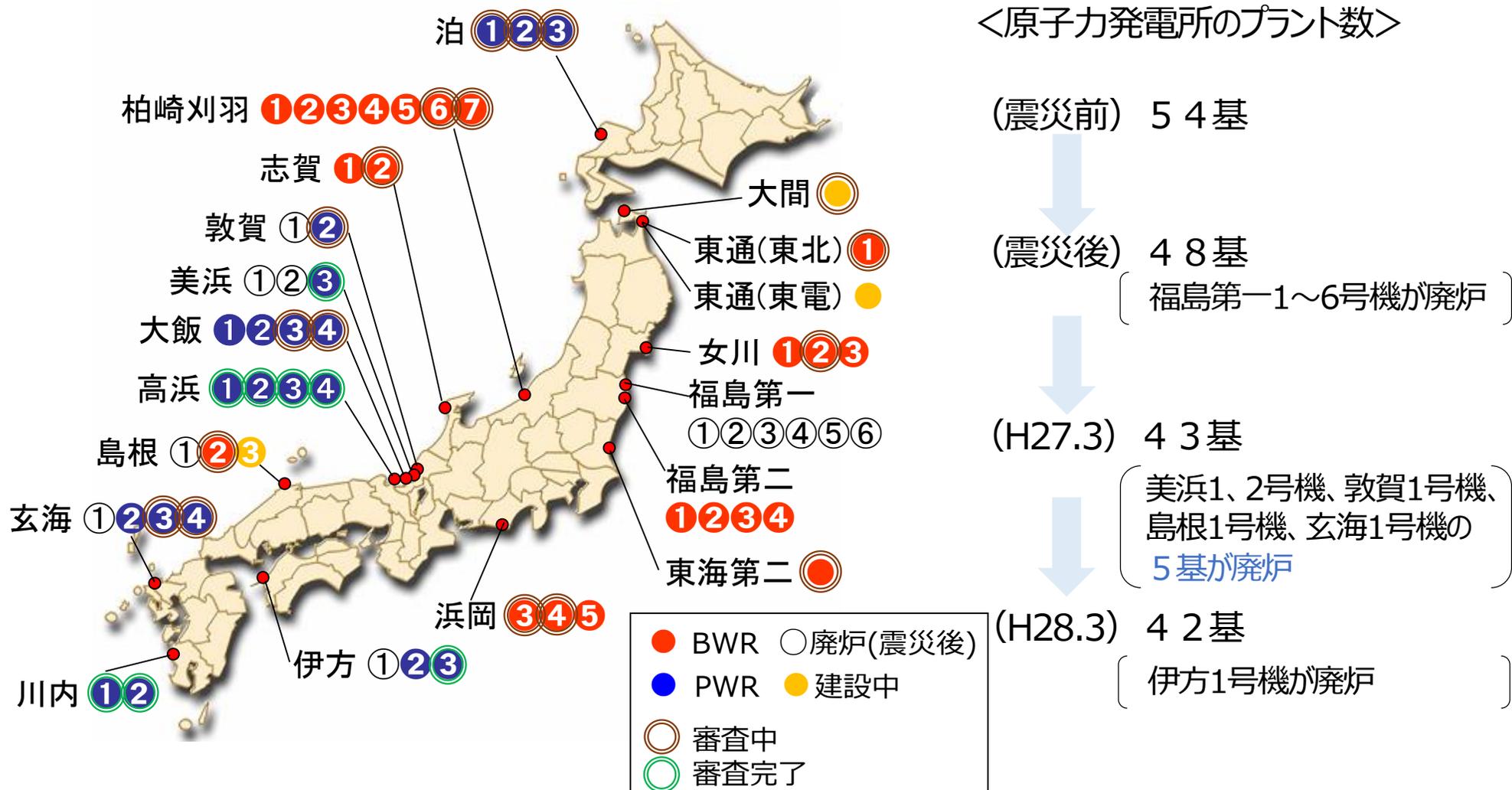
目 次

1. 再稼動への取組み
2. トピックス
 - (1) 大阪高裁保全抗告審の決定
 - (2) 美浜1、2号機の廃止措置の状況
3. まとめ

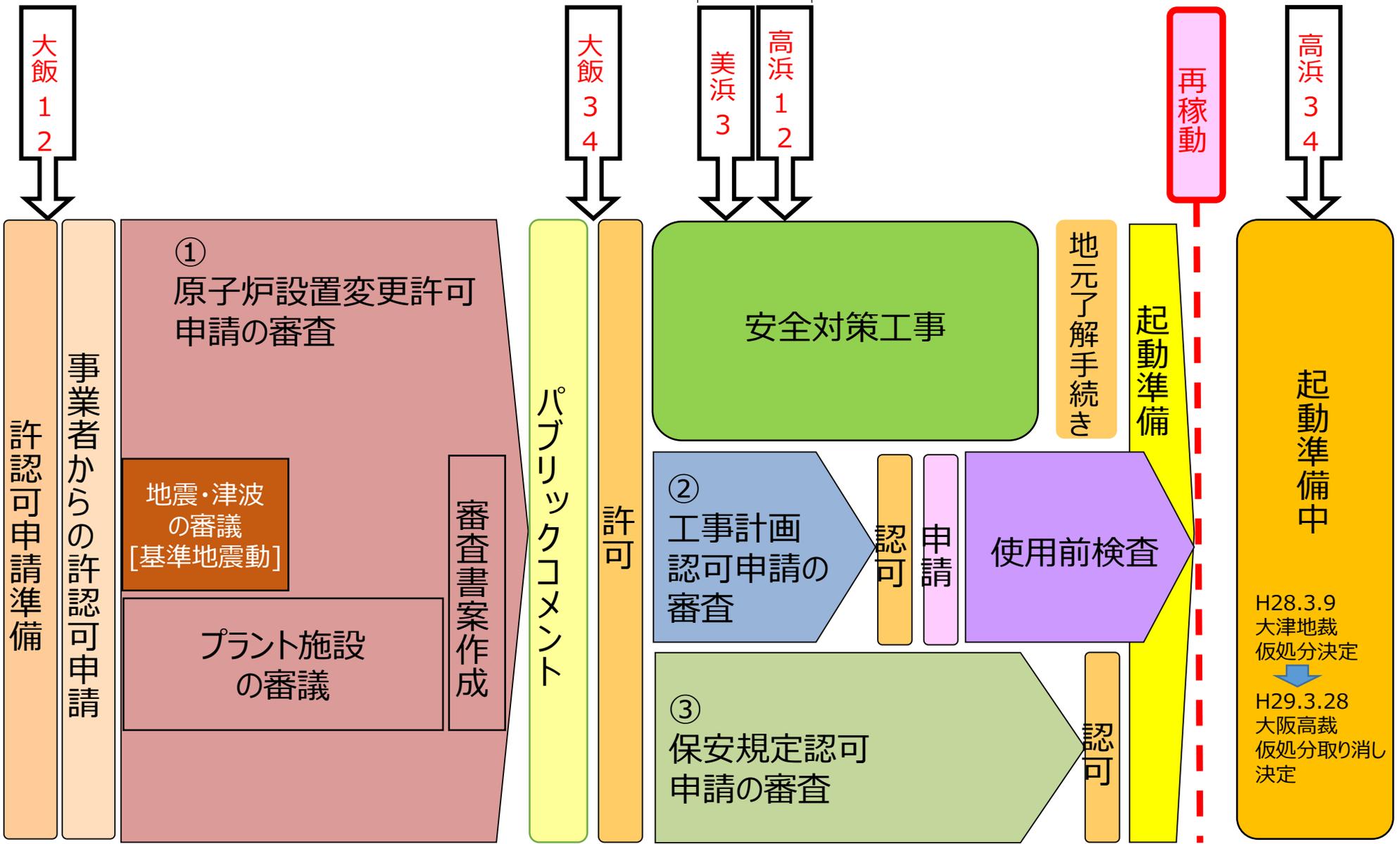
1. 再稼動への取組み

全国の原子力発電所の現状

- 新規制基準適合性に係る審査を18基（PWR:8基、BWR:10基）が実施中
- 8基（PWR 8基：川内1、2号、高浜3、4号、伊方3号、高浜1、2号、美浜3号）が審査完了



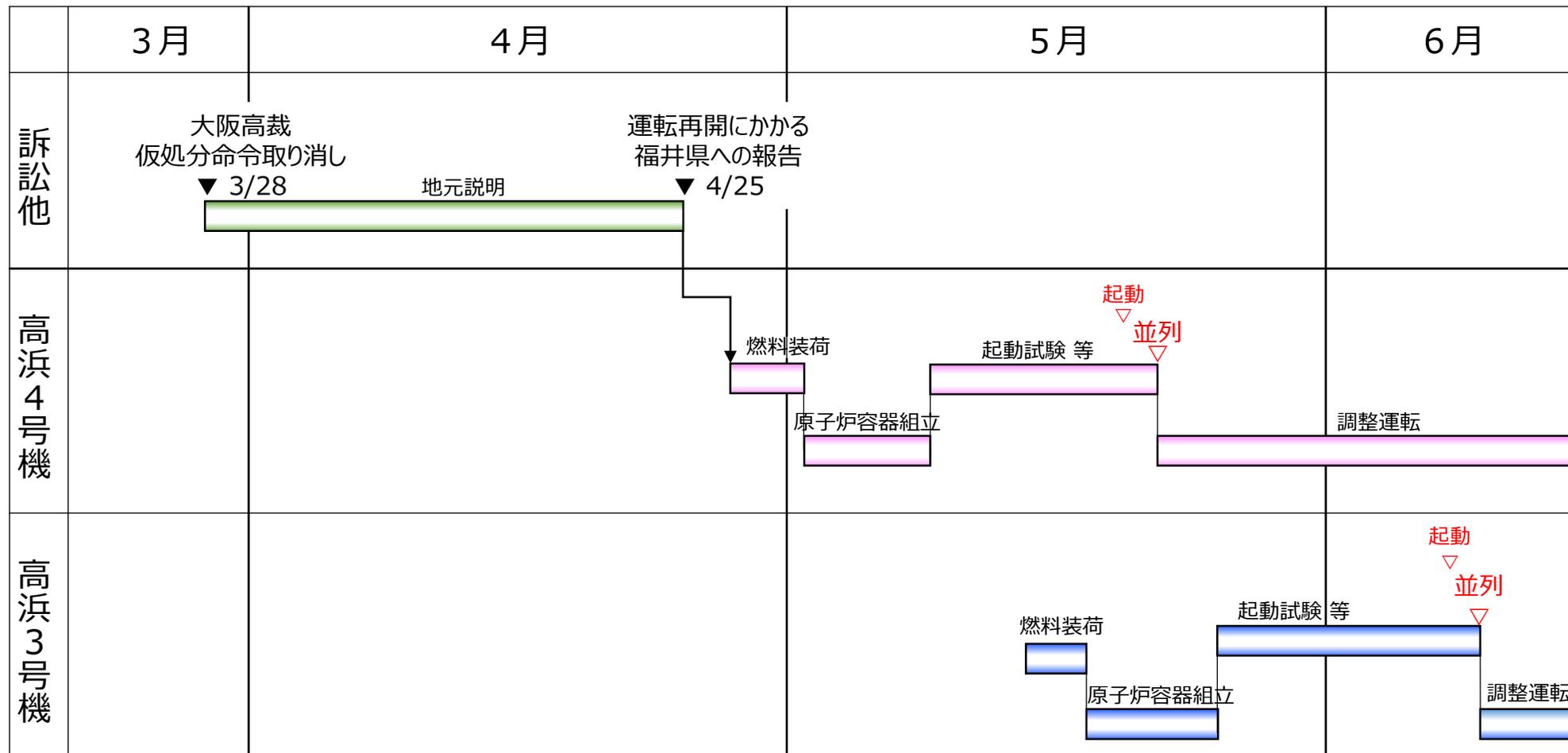
3年程度工事が必要



高浜 3、4号機の状況

○再稼動に係る許認可審査は完了したが、大津地裁仮処分命令に伴い、停止していた。

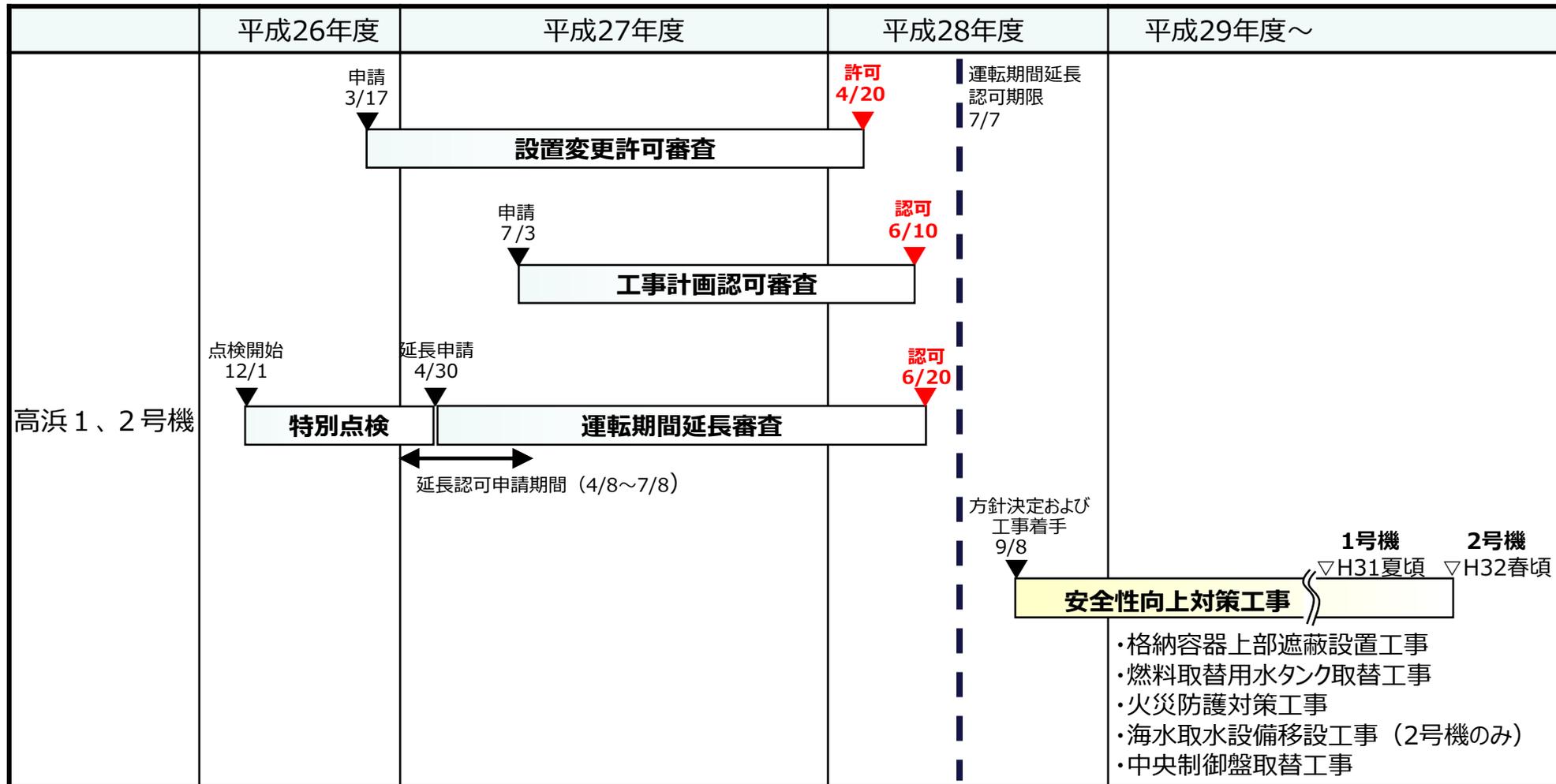
○大阪高裁での仮処分命令取り消しが決定されたため、現在起動準備中。



高浜 1、2号機の状況

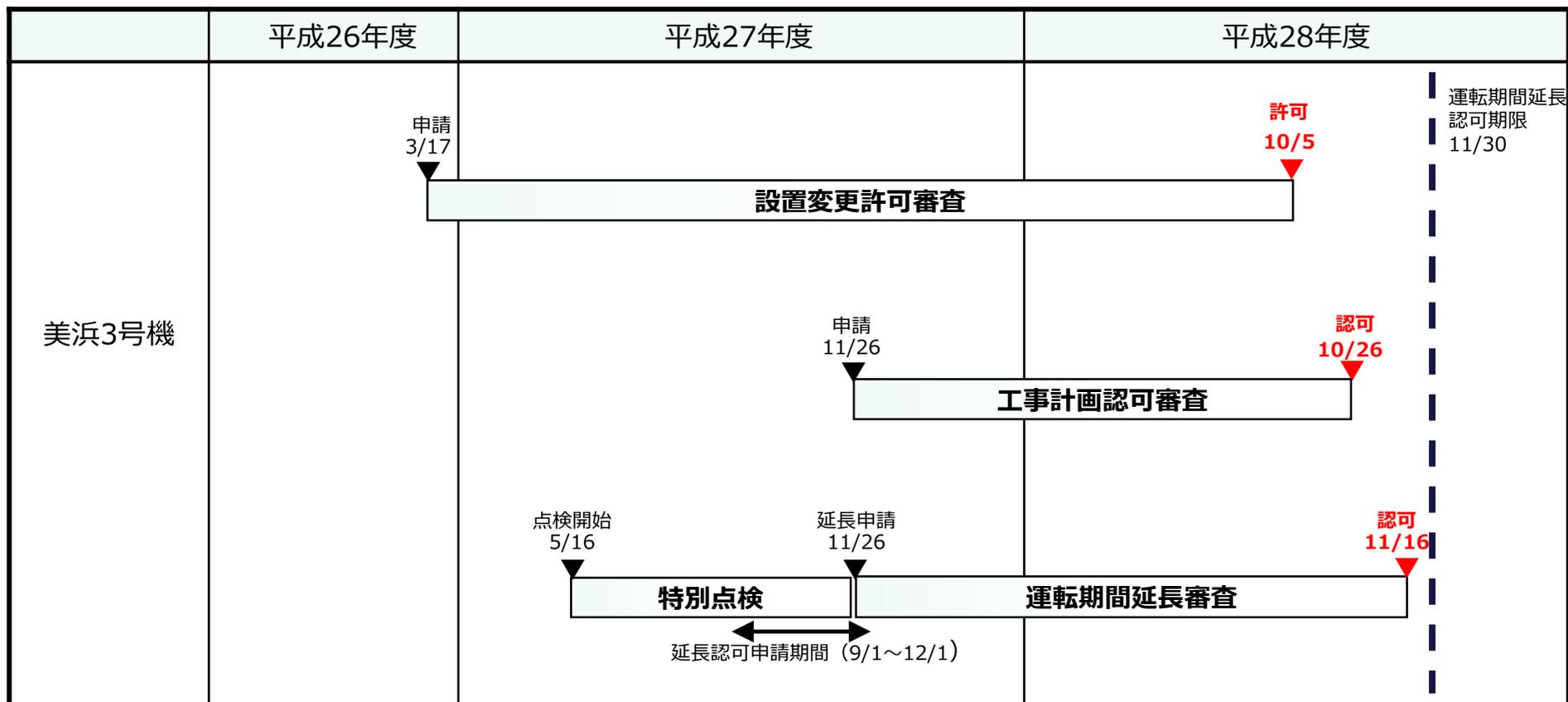
○再稼動に係る許認可審査、および運転期間延長に係る審査は完了している。

○60年までの運転に向けた安全性向上対策工事を実施中。



○再稼動に係る許認可審査、および運転期間延長に係る審査は完了している。

○現在、具体的な安全性向上対策工事の内容・工程を策定中。



- 美浜 3号機の工事計画認可の審査が終了後、大飯 3、4号機の審査が再開。
- 設置変更許可にかかる審査は、審査書案のパブリックコメントが終了し、現在取りまとめ中。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
大飯3、4号機	設置変更許可申請 7/8 ▼	設置変更許可審査			補正申請 4/24 ▼	許可 ▽
	工事計画認可申請 7/8 ▼	工事計画認可審査			補正申請 4/26 ▼	認可 ▽

2. トピックス

- (1) 大阪高裁保全抗告審の決定
- (2) 美浜1、2号機の廃止措置の状況

平成29年3月28日，大阪高等裁判所により，

高浜発電所3，4号機の運転差止仮処分命令を取り消す決定

<決定概要>

- 新規制基準は，福島事故の教訓を踏まえ，最新の科学的知見に基づき策定されたもので，不合理ではない。原子力規制委員会が同基準への適合性を認めた発電所は，必要な安全性を備えている。
- 関西電力は，高浜発電所3，4号機について，地震や津波等の自然事象に対する安全性，使用済燃料ピットの安全性等に関する新規制基準への適合性について不合理な点がないことを，相当の根拠及び資料に基づいて疎明した。
- 一方で，相手方らによる，高浜発電所3，4号機の安全性欠如に関する主張は，いずれも採用できないものであり，同発電所の安全性が欠如していることの疎明はない。

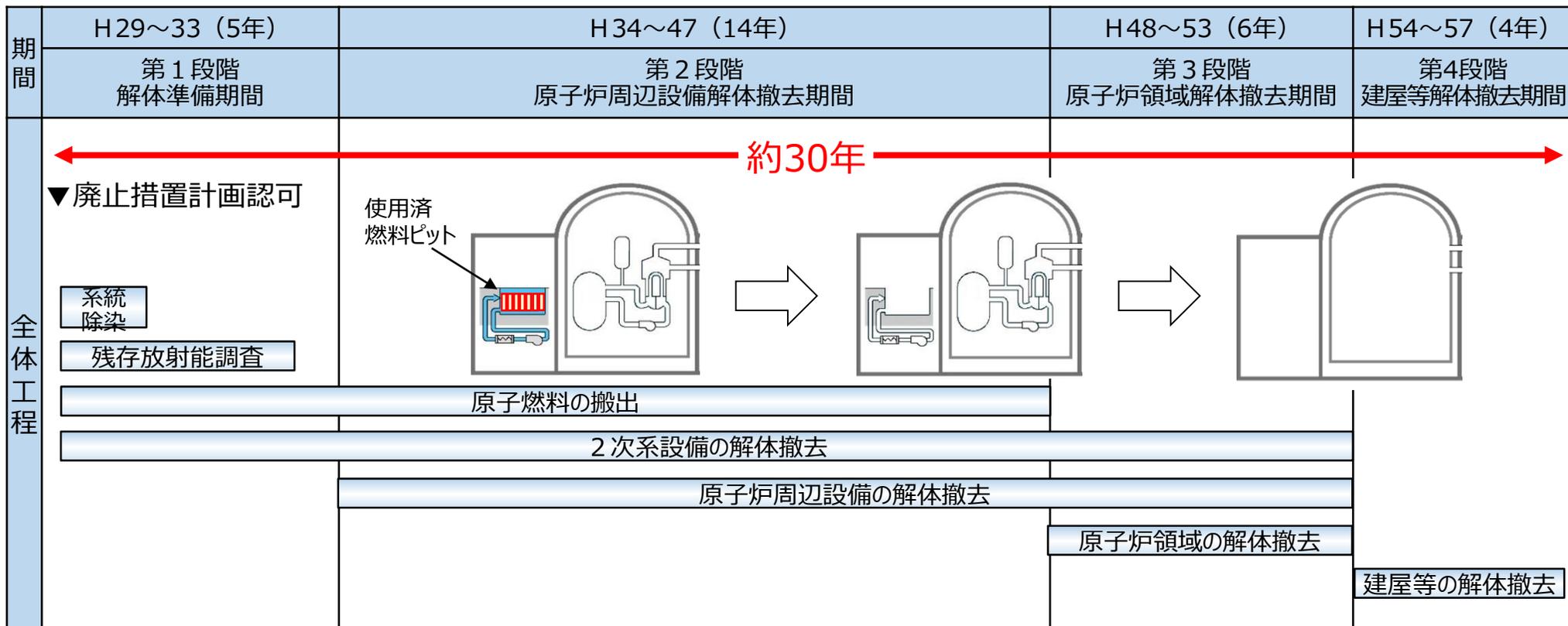
<これまでの経緯>

平成27年1月30日	相手方らが天津地裁に仮処分命令申立て
平成28年3月9日	天津地裁による仮処分決定
平成28年7月12日	天津地裁が上記決定（H28.3.9付）を認可する決定
平成28年7月14日	当社が大阪高裁に保全抗告

(2) 美浜 1、2号機の廃止措置の状況

- 平成27年3月17日 廃止を決定し、同年4月27日をもって廃止
- 平成28年2月10日 福井県および美浜町と「原子力発電所の廃止措置等に関する協定書」等を締結
- 平成28年2月12日 廃止措置計画認可申請
- 平成29年4月19日 廃止措置計画認可

[廃止措置の全体工程]



3. まとめ

- 原子力発電所の安全審査や使用前検査に、引き続き、真摯に対応するとともに、当社の取組み内容について、立地地域の皆さまのご理解を賜りながら、安全性が確認された原子力プラントの1日も早い再稼働に、全力で取り組んでまいります。
- 廃止措置の実施にあたっては、必要な対策等を講じ、安全最優先で進めていきます。
- 当社は、引き続き、原子力発電の安全性向上に向けて、たゆまぬ努力を続けてまいります。